

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第31号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第26条の2」を削る。

第14条の2中「第362号）」を「第362号。以下「政令」という。）」に改める。

第15条第1項中「所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条において退職手当等とみなされる一時金を含む。以下「退職手当等」という。）に係るもの並びに地方税法第24条第1項に規定する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額（以下「利子割額等」という。））」を「地方税法第50条の2及び第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額」に改め、同条第3項中「退職手当等に係るもの及び利子割額等」を「地方税法第50条の2及び第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額」に改める。

第15条の4第1項第1号中「見込額」の次に「（政令第29条の7第2項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）」を加える。

第15条の12第1項第1号中「見込額」の次に「（政令第29条の7第3項第5号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）」を加える。

第16条の4第1項第1号中「見込額」の次に「（政令第29条の7第4項第5号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）」を加える。

第22条第1項中「1月」を「3月」に、「又は」を「、又は」に、「または」を「又は」に改める。

第23条第1項中「6箇月」を「6か月」に改める。

第24条第4項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第26条を削り、第26条の2を第26条とする。

付則第3条中「に所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加え、「この規定」を「同条」に改める。

付則第4条及び第5条第1項中「この規定」を「同条」に改める。

付則第6条第1項中「この規定」を「同条」に改め、同条第2項中「第35条の2の6第7項」を「第35条の2の6第15項」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る保険料減額の特例)

第6条の2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る保険料減額の特例)

第6条の3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2の6第11項又は第15項の適用を受ける場合における前条の規定の適用については、同条中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

付則第7条第1項中「この規定」を「同条」に改める。

付則に次の1条を加える。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

第12条 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第10条の規定の適用については、同条第1項中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。

付 則

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第

14条の2、第15条、第15条の4第1項、第15条の12第1項、第16条の4第1項、第23条第1項及び第24条第4項の改正規定、第26条を削り、第26条の2を第26条とする改正規定並びに付則第3条、第4条、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の改正規定は公布の日から、第22条第1項の改正規定、付則第6条第2項の改正規定及び同条の次に2条を加える改正規定並びに次項の規定は平成22年1月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の第22条第1項の規定は、平成22年1月1日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。